

価格安定課 NEWS

肉用子牛生産者補給金制度の仕組みと実施状況について

1. 肉用子牛生産者補給金制度の仕組み

(1) 肉用子牛生産者補給金制度は、牛肉の輸入にかかる情勢の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処するため、肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付し、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的として法律に基づき、平成2年4月より開始されました。

(2) 保証基準価格は、「肉用子牛の生産条件、需給条件その他経済事情を考慮し、肉用子牛の再生を確保することを旨として」定められております。

合理化目標価格は、「牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発展を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な生産費を基準として」定められております。

(3) 保証基準価格等の品種区分

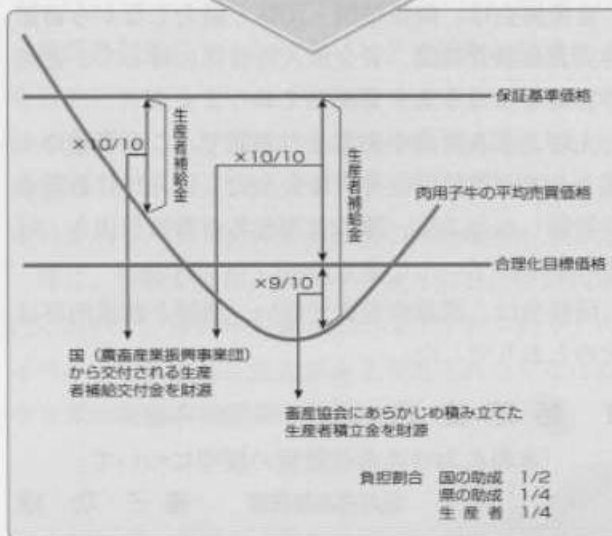
- ① 黒毛和種
- ② 褐毛和種
- ③ その他の肉専用種（日本短角種等）
- ④ 乳用種（ホルスタイン種等）
- ⑤ 交雑種（肉専用種と乳用種の交雑の品種）
（④、⑤は、11年度までは同一品種区分）

(4) 肉用子牛平均売買価格

全国100箇所余りの指定家畜市場において取引された「規格子牛」の取引価格を調査し、四半期ごとに算定されます。

※ いずれの価格も、国において決定又は算定されており、全国一率に運用されている。

肉用子牛生産者補給金制度の仕組み



2. 新潟県内における実施状況

(1) 契約戸数（12年11月末現在） (単位：戸)

| 区分 | 繁殖 | 酪農 | 一貫 | 哺育 | 計 |
|--------|-----|-----|----|----|-----|
| 個人 | 247 | 104 | 84 | 22 | 457 |
| 農協 | | | | 1 | 1 |
| 農事組合法人 | | 2 | | | 2 |
| 有限会社 | | 2 | 3 | 1 | 6 |
| その他 | 2 | | 1 | | 3 |
| 計 | 249 | 108 | 88 | 24 | 469 |

(注) 契約期間は5年間（17年3月31日まで）

(2) 肉用子牛の加入（登録）頭数 (単位：頭)

| 区分 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 黒毛和種 | 965 | 857 | 802 |
| 乳用種 | 709 | 985 | 1,257 |
| 交雑種 | 2,038 | 4,551 | 4,104 |
| 計 | 3,712 | 6,393 | 6,163 |

(注) 1. 各年度とも1月～12月までの集計。
2. 12年度は概数値。

(3) 補給金交付状況 (単位：千円)

| 区分 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 |
|------|--------|---------|---------|
| 黒毛和種 | 0 | 0 | 0 |
| 乳用種 | | | 49,549 |
| 交雑種 | 88,193 | 280,408 | 73,287 |
| 計 | 88,193 | 280,408 | 122,836 |

(注) 1. 各年度とも1月～12月までの集計。
2. 12年度は第2四半期分まで交付済み。
3. 12年度は第1四半期から「乳用種」と「交雑種」を分離して交付。